

(様式第1号)

市街化区域
調整区域



() 地区委員会
() 地区委員会

農地転用等の通知書及び意見書交付願

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号による許可の申請・届出にあたり、地区除外等処理規程第2条に基づきあらかじめ通知します。

なお貴土地改良区地区内の土地については、同規程第6条の決済金を所定の方法によりこれを納付し、同規程第3条の申入事項等については、別記確約事項を厳守し履行いたしますので地区除外をお願いします。

令和 年 月 日

転用組合員 住所
(土地所有者)

氏名 印
転用関係者 住所

フリガナ

氏名 印

電話 () -

納付者 住所

氏名 印

豊田土地改良区理事長 三浦孝司様

記

1. 申請地 豊田市 町					※ 土地改良区にて記入します	
字(丁)名	地番	地目	地積㎡	転用目的	() 地区委員会	() 地区委員会

2. 本件確認済

令和 年 月 日 管理区長 印

令和 年 月 日 配水総代 印

連絡先 担当者 (電話)

(隣接地承諾書)

今回の申請にあたり私共隣接地関係者は、転用地を調査したところ、かんがい排水等に支障のないことを認めましたから、異議なく承諾いたします。	
隣接地番	承諾者氏名
	印
	印
	印

(別記)

農地転用に対する確約事項

1. 農地転用に伴い残存農地のかんがい排水に支障のなきよう留意し、これに必要な工事を施工します。
2. 農地転用により貴土地改良区の事業、運営に支障を与えた場合は、損害補償の責を負います。また、転用地内に土地改良施設等が存在することが発覚した場合には転用地使用者が自己の責任において対処します。その際、土地改良区に不利益となるようなことは一切いたしません。
3. 転用地使用者の責に帰すべき事由により土地改良施設を損傷した場合は、貴土地改良区の指示を受けこれを補う施設を施します。
4. 転用地使用者が残存農地の農作物を害した時は損害補償の責を負います。
5. 排水は、合併浄化槽により処理された水とし、設置できない場合、汚水については沈殿槽により処理いたします。
6. 転用地が貴土地改良区以外の土地改良事業と関連のある場合は、関係土地改良区と合議をします。
7. 転用地が貴土地改良区管理の水路敷地に隣接する場合、工作物は水路敷境界より50cm以上控えます。
8. 国費、県費及び同補助金が農地転用に起因し、返還を命ぜられた場合は、当該転用地に相当する分担金は、転用組合員又は転用関係者において納付します。
9. 転用目的を変更するときは貴土地改良区と協議します。
10. 転用地の所有権又は賃借権を第三者に譲渡する場合は、本確約の履行を継承します。
11. その他、理事長の指示に従います。

- ※ 添付書類
1. 位置図(排水については用水又は河川までの経路を記入する)
 2. 土地整理図写(給水栓の位置等)
 3. 建物配置図及び排水計画図
 4. 浄化槽等構造図
 5. 登記簿の写し
 6. 分筆測量図の写し
 7. 本土地改良区理事長が指示した書類